

---

## 論 説

---

# カナダにおける General Anti-Avoidance Rule (GAAR) の生成と展開 (3)

本 部 勝 大

《目次》

はじめに

### I GAAR 導入以前の状況

- 1 カナダにおける tax avoidance の概念
  - (1) tax evasion と tax avoidance の区別
  - (2) 濫用的な tax avoidance と tax mitigation の区別
- 2 連邦議会による tax avoidance への対応
- 3 裁判所による tax avoidance への対応
  - (1) Westminster 原則
  - (2) 判例法理の展開
    - (i) 法的に無効な取引の法理 (ineffective transaction doctrine)
    - (ii) 虚偽取引の法理 (sham transaction doctrine)
    - (iii) 事業目的テスト (business purpose test)
    - (iv) 段階取引の法理 (step transaction doctrine)
  - (3) 厳格解釈の原則
  - (4) 否認規定の適用
- 4 小括 (以上、本誌 274 号)

### II GAAR の導入へ

- 1 導入の背景
  - (1) Stubart 事件判決
  - (2) 政治状況
  - (3) 歳入損失
- 2 GAAR の立法過程
  - (1) 1987 年税制改正白書 (第一案)

## 論 説

- (i) 条項案の内容
  - (ii) 専門家の反応
  - (2) 1987年12月16日修正案（第二案）
    - (i) 条項案の内容
    - (ii) 専門家の反応
  - (3) 1988年4月13日修正案（最終案）
  - 3 制定された GAAR
    - (1) 条文
    - (2) 運用上の特色
  - 4 小括 (以上、本誌 275 号)
- ### III GAAR 導入以後の状況
- 1 GAAR の適用実態
  - 2 主な適用事例
    - (1) Canada Trustco 事件
      - (i) 事案の概要
      - (ii) カナダ租税裁判所判決
      - (iii) 連邦控訴裁判所判決
      - (iv) カナダ最高裁判所判決
    - (2) OSFC 事件及び Mathew 事件
      - (i) 事案の概要
      - (ii) カナダ租税裁判所判決（OSFC 事件）
      - (iii) 連邦控訴裁判所判決（OSFC 事件）
      - (iv) カナダ租税裁判所判決（Mathew 事件）
      - (v) 連邦控訴裁判所判決（Mathew 事件）
      - (vi) カナダ最高裁判所判決（Mathew 事件）
    - (3) Lipson 事件
      - (i) 事案の概要
      - (ii) カナダ租税裁判所判決
      - (iii) 連邦控訴裁判所判決
      - (iv) カナダ最高裁判所判決
    - (4) Copthorne 事件
      - (i) 事案の概要

カナダにおける General Anti-Avoidance Rule (GAAR) の生成と展開 (3) (本部)

(ii) カナダ租税裁判所判決

(iii) 連邦控訴裁判所判決

(iv) カナダ最高裁判所判決

(以上、本号)

### 3 判決の傾向

(1) 適用の可否

(2) 争点と判断

(3) 濫用又は悪用の判断

### 4 GAAR の評価

### 5 小括

おわりに

## III GAAR 導入以後

### 1 GAAR の適用実態

ここでは、政府が GAAR をどの程度適用してきたかを明らかにする。II の 3 (2) で示した通り、カナダにおいて GAAR を適用する場合には、事案が GAAR 委員会に回付され、適用の可否が検討される。表 1 は、1988 年から 2012 年 9 月 30 日までに GAAR 委員会にどのような事案が回付され、いかなる判断が示されたかを表している<sup>1)</sup>。

表 1：1988 年から 2012 年 9 月 30 日までに  
GAAR 委員会に回付された事案の種別と件数

	適用可	適用不可	合計
Surplus strips	194	32	226
Kiddie tax	88	6	94
Income splitting	14	3	17
Losses, stop losses	10	5	15
Losses, capital and non-capital	42	19	61
Loss creation via stock dividend	91	0	91

1) 表 1 は、P. Hickey, "CRA's GAAR Update" (2013) 21:1 Can. Tax Highlights 3 の Table 3 を一部翻訳の上、引用した。

Cross-border lease	11	0	11
Part XIII tax	3	9	12
Kiwi loan	14	0	14
Indirect loan	28	3	31
Treaty exemption claim	5	2	7
Tower structure	6	3	9
Foreign tax credit	15	3	18
Offshore trusts	15	1	16
Charitable donations	16	10	26
Capital gain	25	10	35
Interest deductibility	19	17	36
Debt parking	17	7	24
Debt forgiveness	33	10	43
Part I.3 tax	38	11	49
Provincial GAAR	0	3	3
Partnership issues	26	8	34
Miscellaneous	112	96	208
合計	822	258	1,080

GAAR 委員会は、1988 年から 2012 年までの約 24 年間に 1,080 件を処理した<sup>2)</sup>。このうち、822 件（約 76.1%）について GAAR の適用を推奨し、258 件（約 23.9%）については斥けている<sup>3)</sup>。表 1 によれば、適用件数に関

2) なお、件数のみの最新の統計としては、2013 年 6 月に公表されたものがある (See T. Fitzsimmons, “Canada Revenue Agency provides update on Rulings and GAAR at Toronto Centre CRA & Professionals Group Breakfast Seminar” (2013), online: [www.canadiantaxlitigation.com/canada-revenue-agency-provides-update-on-rulings-and-gaar-at-toronto-centre-cra-professionals-group-breakfast-seminar](http://www.canadiantaxlitigation.com/canada-revenue-agency-provides-update-on-rulings-and-gaar-at-toronto-centre-cra-professionals-group-breakfast-seminar) (last visited Dec. 1, 2017))。その統計によれば、GAAR 委員会に回付された 1,125 件中 865 件（約 76.9%）が適用を推奨された。本稿では、GAAR がどのような取引類型への適用を試みられたかを示すことも重要であると考え、適用の内訳が明示されている 2012 年 9 月 30 日までの統計を利用した。

3) なお、R. Read, “The Income Tax Advance Rulings Service” in *Report of Proceedings of Forty-Fourth Tax Conference, 1992 Conference Report* (Toronto: Canadian Tax Foundation, 1993) 6E:1 によれば、GAAR 委員会は、設置当初の 1988 年から 1992 年の間では、24 件（40%）について GAAR の適用を推奨し、36 件（60%）を斥ける等、濫用的な適用を抑止する機能を果たしていた。しかし、徐々に適用を推奨する件数が増加していき、現在では適用の推奨が否定を上回る状態となっている。

しては surplus stripping<sup>4)</sup> が最も多く (194 件)、次いで株式配当を通じた損失の創出<sup>5)</sup> (91 件)、Kiddie Tax<sup>6)</sup> (88 件) の順となっており、法人を利用したスキームに多数適用されている。ただし、表 1 の全体を見ると、法人に限らず、所得分割やクロスボーダー取引の事案など多岐に渡って適用されていることが分かる。

また、適用事案 822 件のうち、課税当局が GAAR を単独で適用したのは 369 件 (44.9%) であり、残りの 453 件 (55.1%) は個別否認規定と合わせて GAAR を適用したものであった<sup>7)</sup>。

次の 2 では、訴訟に至った事案の中で主要なものをとりあげる。

## 2 主な適用事例

3 で後述するが、カナダで GAAR の適用が争われた事案は 57 件存在する。このうち 4 件が、カナダ最高裁に上告され、GAAR の適用が争われた。これらの最高裁判決は GAAR の適用基準を考える上で重要な判示が含まれているため、ここで詳細にとりあげる。

- 
- 4) surplus stripping は、株主が、法人の剰余金を配当以外の方法で取り出すスキームを指す。H.H. Stikeman & R. Couzin, "Surplus Stripping" (1995) 43:5 Can. Tax J. 1844 at 1845 は、surplus stripping は、「最も長期に渡って生じ続ける、納税者と課税当局の間の紛争の原因の一つである」と評しており、カナダにおいて盛んに行われているスキームのようである。
  - 5) 例えば、1207192 Ontario Limited v. The Queen, 2012 FCA 259 では、完全親会社 (納税者) が 300 万ドルで完全子会社の普通株 3 万株を引き受けた後、完全子会社が普通株 1 株につき 1 株の特別株 (1 株 100 ドルで償還可能) の株式配当をすることで、普通株の価値を引き下げ、納税者が普通株を売却する際のキャピタル・ロスを生み出した。
  - 6) 所得税法 120.4 条は、ある課税年度に 17 歳に達しておらず、親がカナダの居住者である個人が、ある課税年度に株式の配当を受領した場合、その配当については、連邦個人所得税の最高税率 (33%) で課税すると定めている。この課税を通称 Kiddie Tax という。実際の事案では、例えば、Gwartz v. Canada, 2013 TCC 86 では、納税者が、2011 年税制改正以前の Kiddie Tax が配当のみを対象としていた抜け穴を利用するために、子に対する配当をキャピタル・ゲインに転換するスキームを実行しようとした。
  - 7) Hickey, supra note 1 at 3. なお、Fitzsimmons, supra note 2 によれば、2013 年 6 月までの統計で、GAAR 委員会が適用を推奨した 865 件中、378 件 (約 43.7%) が GAAR 単独で適用され、487 件 (約 56.3%) が他の個別否認規定とともに利用されたとされる。

(1) Canada Trustco 事件

(i) 事案の概要

この事件は、金融会社である納税者が、リース業で得た所得を減じるために、ノンリコースローンを用いた、トレーラーの循環的なセール・アンド・リースバック取引を利用し、追加的に資本コスト控除 (Capital Cost Allowance, CCA) を得ようとした事案である<sup>8)</sup>。事実の概要は以下のとおりであった。

第一に、納税者は 9,735 万ドルを Royal Bank of Canada (以下「RBC」という。) から借り入れた (図 1 ①)。第二に、納税者はこれらの借入金と、自己資金 2,265 万ドルを用いて、アメリカ法人の Transamerica Leasing Inc. (以下「TLI」という。) から、多数のトレーラーを、公正な市場価格である 1 億 2,000 万ドルで購入した (図 1 ②)<sup>9)</sup>。第三に、納税者は、これらのトレーラーをジャージー法人の Maple Assets Invest Limited (以下「MAIL」という。) に、MAIL が 2005 年 12 月 1 日付でトレーラーを購入することができるとのオプションが付いた契約でリースした (図 1 ③)。第四に、MAIL は、トレーラーを TLI に、原リース契約とほぼ同条件でサブリースした (図 1 ④)。第五に、TLI は、サブリース債務の前払いとして 1 億 1,640 万ドルを MAIL に移転した (図 1 ⑤)。第六に、MAIL は、これらの前払金のうち 9,735 万ドルを、納税者へのリース料支払いのため RBC に預金し (図 1 ⑥)、残額 1,905 万ドルを 2005 年 12 月 1 日満期の Ontario 州債の購入に当てた (図 1 ⑦)。そしてその州債は、リース契約によるトレーラーの購入オプションの担保として納税者に差し入れられた。最後に、納税者は、MAIL から得られる全てのリース料債権を、RBC に譲渡した (図 1 ⑧)。

---

8) 本件の事案の概要は、第一審租税裁判所の認定に依拠する。本件に関する研究としては、J. Cassidy, “To GAAR or Not to GAAR-That is the Question: Canadian and Australian Attempts to Combat Tax Avoidance” (2005) 36:2 Ottawa L. Rev. 259 及び D.G. Duff, “The Supreme Court of Canada and the General Anti-Avoidance Rule: Canada Trustco and Mathew” in D.G. Duff & H. Erlichman, eds., *Tax Avoidance in Canada: After Canada Trustco and Mathew* (Toronto: Irwin Law, 2007) 1 がある。また、日本での研究としては、今村隆「一般的否認規定についてのカナダ最高裁判例の検討」同『租税回避と濫用法理：租税回避の基礎的研究』329 頁、338-346 頁 (大蔵財務協会、2015) [初出 2008] 及び川田剛「一般否認規定創設後も租税回避か否かが問題となった事例」同『新版ケースブック海外重要租税判例』232 頁 (財經詳報社、2016) がある。

9) トレーラーが取引対象とされたのは、トレーラーが、所得税法上、リース資産について定められていた資本コスト控除の制限の例外となる資産だったためである

カナダにおける General Anti-Avoidance Rule (GAAR) の生成と展開 (3) (本部)

そしてそれは、納税者が借り入れた元本及び利子の支払いに充てること、及び、借入金の返済原資をその債権に限定すること（ノンリコース）が合意されていた。

1997 課税年度の所得を計算する際に、納税者は、トレーラーの受取リース料約 600 万ドルを所得に算入し、トレーラーの資本コスト控除として約 3,100 万ドルを控除した。課税当局は、GAAR に基づき、この資本コスト控除を認めなかったため、納税者が訴えを提起した。

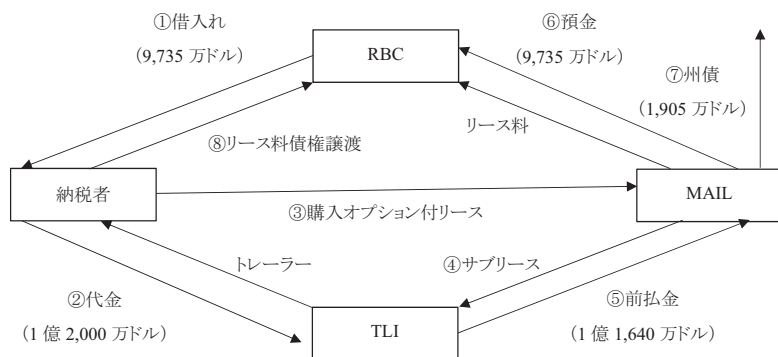


図 1：取引の概要<sup>10)</sup>

(ii) カナダ租税裁判所判決<sup>11)</sup>

第一審カナダ租税裁判所の Miller 判事は、本件の争点を、所得税法 245 条の要件に沿って、(1) タックス・ベネフィットが存在するか、(2) 主としてタックス・ベネフィットを得ること以外の真正の目的で行われたか、(3) 所得税法の条項の悪用又は全体として解釈した所得税法の濫用が存在するか、と整理した上で、それぞれ以下の通り判示した。

(1) について、245 条 (1) が、タックス・ベネフィットは「税額の繰延べ」を含むと定めていることから、本件で繰延べの存在が認定されれば、タックス・ベネフィットが存在するものとされる。そして、判事は繰延べの有無は問題となる取引と模範的な取引の比較ではなく、取引以前の納税

10) この図は、Duff, *supra* note 8 at 4 の Figure 1 を参照した。

11) *Canada Trustco Mortgage Co. v. The Queen*, 2003 TCC 215.

者と取引以後の納税者の比較によって判定されるべきであると述べ<sup>12)</sup>、本件では取引前後で繰延べが生じていることから、タックス・ベネフィットが存在すると認定した。

(2) については、関係者の証言などに基づき、本件の取引はタックス・ベネフィットを得ることが唯一の目的であるとはいえないが、主としてタックス・ベネフィットを得る以外の真正な目的で行われたと認定することもできないと判断した<sup>13)</sup>。以上の(1)、(2)から本件の取引は *avoidance transaction* であると認定された。

そして、(3) については、まず、本件の取引が所得税法ではなく所得税規則の悪用又は濫用であり、GAAR が対象としていないとの納税者の主張に応答する<sup>14)</sup>。この点について、Miller 判事は、問題となる所得税法 20 条 (1)(a) が、「規則により認められる」との文言で規則に具体的内容を委任することで所得税法に規則を取り込んでいることから、規則を悪用又は濫用の分析対象とすることができるとした<sup>15)</sup>。

その上で、*Water's Edge* 事件連邦控訴裁判所判決から<sup>16)</sup>「所得税法を厳格に遵守したタックス・ベネフィットを、*avoidance transaction* が悪用又は濫用を構成することに基づいて否認するためには、関係する政策が明白かつ曖昧ではないことが必要である。裁判所は、注意深く、245 条 (4) により課された通常ではない義務を遂行し続けるだろう。裁判所は、連邦議会により用いられた文言が *avoidance transaction* を認めるけれども、関係する条項の政策又は全体として解釈した所得税法は、裁判所が、納税者による条項の利用が悪用又は濫用を構成すると間違いなく結論付け得ることが十分に明らかであると確信しなければならない」との文言を引用し<sup>17)</sup>、悪用又は濫用を認定するためには、関係する条項の目標及び精神を明らかにする必要があると述べる。そして、立法資料などを分析した上で、リース資産に関する資本コスト控除の条項の目標及び精神は、リース・ファイナンスにおける有利な資本コスト控除の扱いを、実用目的 (*operational*

12) *Ibid* at para 52.

13) *Ibid*.

14) II の 3(1) で述べた通り、2005 年に所得税法 245 条 (4) が改正され、GAAR の対象には「所得税規則」の悪用も含まれると明記されるに至った。

15) *Canada Trustco*, *supra* note 11 at para 58.

16) *Water's Edge Villa Estates (Phase II) Ltd. v. The queen*, 2002 FCA 291.

17) *Canada Trustco*, *supra* note 11 at para 59.



purpose) でリースされ、資本コスト控除の率が合理的に実際の減価 (depreciation) に相当するといえる資産に制限することであるとした<sup>18)</sup>。

まず、カナダ歳入庁は、有利な資本コスト控除を受けるためには、現実の金銭のリスクのある投資が必要であるが、本件の取引は書類を交換したに過ぎず、金銭の費消又は投資が存在していないと主張した。これについて、Miller 判事は、上述の目標及び精神に照らして、これまでの裁判例から、コストを帰結するためにリスクのある投資をする必要はないと述べる<sup>19)</sup>。さらに、特定の取引の「経済的成果」又は、問題となる条項の一般的な目標の調査が、明白な条文を納税者の取引に適用する裁判所の義務と置き換わることはないとして、条文が明白である場合には、裁判所は条文を適用する必要があるとした<sup>20)</sup>。ここでは、資本コスト控除の条文がリスクを求めていることは明白であり、コストにリスクは必要ないとした。したがって、納税者はトレーラーの購入に1億2,000万ドルを実際に投資しており、1億2,000万ドルのコストを帰結したと判断した<sup>21)</sup>。

次に、カナダ歳入庁は、有利な資本コスト控除を受けるためには、取引がファイナンスの形式でなければならないと主張した。この点についても、Miller 判事は取引を詳細に分析した上で、本件の取引は通常のセール・アンド・リースバック取引と異ならず、ファイナンス取引であると考えられると判示した<sup>22)</sup>。

以上から、本件の取引は、条項の目標及び精神のすべての要素を充足しており、Miller 判事は「特に、リース資産及び特定リース資産とのつながりで、資本コスト控除条項の悪用は存在しなかった」<sup>23)</sup>と結論付けた。

したがって、所得税法の悪用又は濫用が存在しないため、本件取引にGAARは適用されないとして、納税者勝訴と判断した。

(iii) 連邦控訴裁判所判決<sup>24)</sup>

控訴審の連邦控訴裁判所判決は、わずか4パラグラフの簡潔な内容であった。Evans 判事は、租税裁判所判決に見直すべき誤りはないとし、「本

---

18) *Ibid* at para 68.

19) *Ibid*.

20) *Ibid* at para 70.

21) *Ibid* at para 72-73.

22) *Ibid* at para 89.

23) *Ibid*.

24) *The Queen v. Canada Trustco Mortgage Co.*, 2004 FCA 67.

件で問題となる取引は、所得税法の悪用、又は資本コスト控除の全体としての構造の濫用を構成しなかった」<sup>25)</sup>と口頭で判示した。

(iv) カナダ最高裁判所判決<sup>26)</sup>

上告審のカナダ最高裁は、判断の前提として、GAARの適用基準を以下の通り示した。「GAARは、legitimate tax minimizationと濫用的な tax avoidanceとの間に線を引く。この線は、明確ではない。GAARの目的は、所得税法の条項の文言解釈には従うが、所得税法の条項の濫用に相当する一定の取決めタックス・ベネフィットを否定することにある。しかし、正確に、何が濫用的な tax avoidanceを構成するかは議論の余地がある。したがって、これらが争われている」<sup>27)</sup>とした上で、「GAARの適用には三つの段階を含む。第一段階は、245条(1)及び(2)により、ある取引から生じるタックス・ベネフィットが存在するかどうかを決定することである。第二段階は、245条(3)により、当該取引が avoidance transaction であるかを決定することである。第三段階は、245条(4)により、当該 avoidance transaction が濫用的かどうかを決定することである。三つの要件すべてが、GAARがタックス・ベネフィットを否認するために適用される前に、充足されなければならない」<sup>28)</sup>との適用基準を示した。そして、それぞれの基準について以下の通り解釈した。

まず、最高裁判決は、タックス・ベネフィットについては、245条(1)に定義されているとし、タックス・ベネフィットが存在するか否かは、事実認定で決定されるべき問題であるとした上で、「控除が請求されている場合、タックス・ベネフィットの存在は明白である、なぜならば、控除は租税の節減を帰結するからである」<sup>29)</sup>とした。

次に、avoidance transactionについては、所得税法245条(3)に定義されているとし、その定義のうち「真正な目的 (bona fide purposes)」について、「ある取引にタックス・ベネフィットを得る目的 (tax purpose) と租税以外の目的 (non-tax purpose) の両方が併存する場合、租税以外の目的が主であると合理的に結論づけられるか否かにより決定される」とし、租税以外の目的が存在するかは事実認定の問題であり、納税者が単に租税

---

25) *Ibid* at para 1.

26) *Canada Trustco Mortgage Co. v. The Queen*, 2005 SCC 54.

27) *Ibid* at para 16.

28) *Ibid* at para 17.

29) *Ibid* at para 20.

以外の目的があると主張するだけでは GAAR の適用を免れないとした。

最後に、カナダ最高裁は、所得税法 245 条 (4) の適用において、まず、悪用と濫用を区別すべきか否かを検討する。カナダ最高裁は、「事実上、条項の悪用の分析と、全体として解釈した所得税法の条項に関する濫用の分析は不可分である」<sup>30)</sup> とした上で、「所得税法の様々な条項は、文脈の構造で解釈しなければならず、その結果、所得税法は、取引で利用される特定の制定法の構造に関して、首尾一貫した統一体として機能するのである」<sup>31)</sup> として、悪用と濫用を区別する考え方を否定して一元的に考える立場に立つとした。

そして、濫用に該当するか否かについて、「最初にすべきことは、当該タックス・ベネフィットをもたらした条項の目標、精神及び目的を決定するために解釈することである。次にすべきことは、当該取引がその目的に該当するかに反するかを決定することである」<sup>32)</sup> とした。そして、具体的に濫用に当たる類型として、(1) 納税者が、条項が防止しようとする結果を達成するために、所得税法の個別条項に依拠する場合、(2) 取引が、依拠された条項の根底にある理由付けを挫く場合及び (3) 条項の目標、精神又は目的を挫く方法で、個別否認規定など一定の条項の適用を回避するように取り決める場合を挙げる<sup>33)</sup>。

「245 条の下での最初の探求は、裁判所に法律上の文言の単なる文言を超えて、所得税法の条項の精神・目的に調和するような意味を発見するため文脈や目的論的なアプローチをするように企てることを要求している。これは特に新しいことではない。特定の条項の意味が一見すると曖昧にみえないような場合でも、制定法の文脈や目的は、潜在的な曖昧さを明らかにするかもしれない」<sup>34)</sup> として、P.W. Hogg らによる *Principles of Canadian Income Tax Law* の『結局、言葉は、その文脈から独立して解釈することはできず、立法目的は、文脈の一部である。立法目的を考慮することは、顕在的な曖昧さを明らかにするだけでなく、場合によっては、明白な言葉における曖昧さを明らかにするようにも思える』との一文を引用し、「前述

---

30) *Ibid* at para 39.

31) *Ibid* at para 39.

32) *Ibid* at para 44.

33) *Ibid* at para 45.

34) *Ibid* at para 47.

の通り、連邦議会は、税法における統一性、予測可能性や公正性を維持するため濫用的な tax avoidance transaction を述べようとしており、当該取引の濫用的性質が明白である場合にのみ GAAR の適用によってタックス・ベネフィットを否定することができる<sup>35)</sup>とした。

そして、「裁判所は、事件の潜在的な事実を目を背けてはならず、所得税法の条項の文言上の意味に執着してはならない。むしろ、裁判所は、すべての事件において、条項が促進しようとしている目的に照らして適当な文脈で解釈しなければならない<sup>36)</sup>、「ある取引が、もしタックス・ベネフィットを認めることが、所得税法の個別条項の精神・目的に一致しないときには、それらの条項につき人為的 (artificial) 又は成果を欠く (lack substance)」<sup>37)</sup>と考えられることになるだろう。「濫用的な tax avoidance は、関係する文書に表現される関係や取引がタックス・ベネフィットを与えることを意味する条項の精神・目的に関する適当な基礎を欠いている場合、又は、それらの条項によって想定されている関係や取引と全く異なる場合に見出されるだろう<sup>38)</sup>。「GAAR は、当該タックス・ベネフィットが、納税者が依拠している条項の目標、精神又は目的の範囲内であると合理的に考えられるか否かを決定した後で、初めてタックス・ベネフィットを否定するために適用することが認められる。245 条 (4) における否定の文言 (negative language) は、分析の出発点は、所得税法の明白な文言によって述べられているタックス・ベネフィットは濫用ではないと仮定することであると示している。これは、濫用の認定は、反対の結論が合理的には受け入れられない場合にのみ保証されることを意味する。なぜならば、tax avoidance は、納税者が依拠している所得税法の条項には (文言上は) 合致するからである。言い換えると、当該取引の濫用的性質が明らかでなければならない。GAAR は当該取引が所得税法の条項を文脈や目的論的に解釈したときの目標、精神又は目的に合致するような方法で実行されると合理的に考えられる場合にはタックス・ベネフィットを否定するために適用することはできない<sup>39)</sup>。

---

35) *Ibid* at para 50.

36) *Ibid* at para 56.

37) *Ibid* at para 60.

38) *Ibid*.

39) *Ibid* at para 62.

以上を踏まえ、本件の事実についてみると、カナダ歳入庁は、資本コスト条項のコストを「リスクのある経済的成本」と解して、納税者がそのようなコストを負担していないことから、資本コスト条項の目標・精神に合致しないと主張する一方で、納税者は、条文がそのような定めになっていない以上、コストは資産を取得するために手放した価格を意味すると考えられ、そのように連邦議会が明白に定めた射程を GAAR によって上書きすることは許されないと主張した。カナダ最高裁は、カナダ歳入庁側の「資本コスト控除は、『真の金融リスク (real finance risk)』や『経済的成本 (economic cost)』が存在しないときは認められるべきではない」とする主張について、文脈や目的論的解釈と乖離した狭義の経済的成果を考慮することにあたり、「いかなる『経済的成果 (economic substance)』も、タックス・ベネフィットが依拠している特定の条項の適切な解釈と関係づけなければならない」<sup>40)</sup>とした。そして、カナダ最高裁は、本件が濫用であるかについて、「245 条 (4) に基づく濫用の問題についての租税裁判所判事の分析は、我々が採用した GAAR 適用のアプローチと大部分が合致している。判事は、濫用と悪用への二元的アプローチを斥けた。判事は、セール・アンド・リースバック取引における資本コスト控除の取扱いの根底にある政策や目的を調査し続けた。判事は、資本コスト控除の条項を全体として解釈して、所得税法の関連する条項の『コスト』はリスクのある金銭 (money at risk) と読み替えるべきとの主張を斥け、また、当該取引の経済的成果が濫用的な tax avoidance であるかを決定するとの主張も斥けた。判事は、資本コスト控除条項の目標、精神又は目的の範囲内であるか否かを決定するために当該取引の詳細な分析を行った。その結果、判事は、タックス・ベネフィットは、資本コスト控除条項の目標、精神又は目的と合致し、当該タックス・ベネフィットを否定するために適用することはできないと結論付けた。この結論は、法律の正確な理解に基づくものであり、証拠に基づいている。これらの結論は承認されるべきである」<sup>41)</sup>と述べ、納税者勝訴の判断を下した。

カナダ最高裁は、この判決で述べた 245 条の適用アプローチを以下の通り要約した<sup>42)</sup>。

---

40) *Ibid* at para 76.

41) *Ibid* at para 80.

42) *Ibid* at para 66.

1. GAARの適用を認めるためには、三つの要件が立証されなければならない。
  - (1) 取引又は一連の取引の一部から生じたタックス・ベネフィット。
  - (2) 当該取引が、主としてタックス・ベネフィットを得る以外の真正な目的で合理的に行われた又は取決められたということができないという意味で、avoidance transactionである。
  - (3) タックス・ベネフィットが、納税者が依拠した条項の目標、精神又は目的 (object, spirit or purpose) に合致すると合理的には結論付けられないという意味で、濫用的な avoidance transaction が存在する。
2. (1)、(2)については、納税者側に立証責任があり、(3)については国家歳入大臣側に立証責任がある。
3. 濫用的な tax avoidance の存在が不明確である場合、疑わしきは納税者の利益となる。
4. 裁判所は、当該条項がなぜ制定され、当該タックス・ベネフィットがなぜ与えられるのかを決定するために、タックス・ベネフィットを生み出す条項の統一的な文言、文脈及び目的論的分析 (unified textual, contextual and purposive approach) を行うことで検討を進める。ゴールは、所得税法全体の文脈で解釈し、タックス・ベネフィットを与える所得税法の条項と調和した目的論的解釈に到達することである。
5. 取引が経済的、商業的、家族その他租税以外の目的に動機づけられたかどうかは、裁判所が245条(4)による濫用的な avoidance の主張を分析する際に検討する事実認定の文脈の一部を構成する。しかし、これに関する認定は事案の背景にある一部分のみを形成し、それ自体は濫用的な avoidance を立証するのに不十分である。中心となる問題は、文脈及び目的に照らした関連する条項の適切な解釈である。
6. 濫用的な tax avoidance は、関係する書面で示された納税者の取引が、タックス・ベネフィットを与える趣旨の条項の目標、精神又は目的と関係する適切な基礎を欠く場合、又は、取引が条項の想定する取引と全く相反する場合に認定される。
7. 租税裁判所判事が、所得税法を適切に解釈し、証拠に裏付けられた事実認定を行った場合、上訴審は、明白かつ重大な誤りがない限り、それに干渉すべきではない。

すなわち、GAARの適用に際しては、(1) タックス・ベネフィット、(2) avoidance transaction 及び (3) avoidance transaction の濫用性の三段階の要件を充足しなければならず、このうち (1)、(2) は納税者、(3) は課税当局が立証責任を負うとの基準が示された。

さらに、(3) の濫用の認定においては、納税者が依拠した条項を統一的な文言、文脈及び目的論的に分析することで、当該条項の目標、精神又は目的を明らかにし、それらに合致すると合理的に言えるか否かで判断するとされた。そして、濫用と認定できる具体的な類型としては、納税者が、条項が防止しようとする結果を達成するために、所得税法の個別条項に依拠する場合、取引が、依拠された条項の根底にある理由付けを挫く場合及

カナダにおける General Anti-Avoidance Rule (GAAR) の生成と展開 (3) (本部)

び条項の目標、精神又は目的を挫く方法で、個別否認規定など一定の条項の適用を回避するように取り決める場合の三つが挙げられた。

Canada Trustco 事件最高裁判決が示した上記の適用基準は、下級審を含め後の事件でも広く引用され、裁判所が GAAR の適用の可否を判断する際の標準的な基準となった。

## (2) OSFC 事件及び Mathew 事件

### (i) 事案の概要

この事件は、個人及び法人の納税者らが、経営破綻した会社から含み損のあるポートフォリオを譲り受けたパートナーシップの持分を取得し、その後パートナーシップがポートフォリオを処分することで、含み損の実現による控除を得ようとした事案である<sup>43)</sup>。

Standard Trust Company (以下「STC」という。)は、不動産抵当を担保とする貸金業を含む事業を営んでいた。1991年5月までに、STCは債務超過に陥り、1991年5月2日、Ontario州裁判所の Houlden 判事が STC に対し清算法 (Winding-up Act, R.S.C. c. W-11) に従った清算を命じ、清算人として Ernst & Young Inc. (以下「E & Y」という。)を指名した。その当時、STCのポートフォリオは、9の不動産によって担保される17の不良債権から構成され、市場価格約3,300万ドルであった。当該ポートフォリオのSTCに対するコストは、約8,500万ドルであった。E & Yは、資産の処分から最大限の回収を図るため、STCの不動産担保ローンのポートフォリオを、投資家が利用可能となるような方法で投資家に売却するプランを考案し、実行した。

第一にSTCは、完全所有子会社 1004568 Ontario Inc. (以下「1004568」という。)を設立する(図2①)。第二に、STC及び子会社は、パートナーシップである STIL II Partnership (以下「STIL II」という。)を創設する(図2②)。第三に、STCが、独立当事者ではないSTIL IIにポートフォリオを譲渡する(図2③)。このとき、所得税法18条(13)に基づき、STIL IIの譲渡時には含み損が実現しない。第四に、STCは、STIL IIの持分を、他の所得を打ち消すために含み損が利用可能な、独立当事者たる OSFC

43) 本件の事案の概要は、第一審租税裁判所の認定に依拠する。本件に関する研究として、Duff, *supra* note 8 及び今村・前掲注(8)347-353頁がある。

Holdings Ltd. (以下「OSFC」という。)に譲渡した(図2④)。

これらのプランは第一から第三までが1992年10月に実行され、第四が1993年5月に実行された。OSFCは、1993年7月にSTIL IIの持分のうち99%を、SRMP Realty and Mortgage Partnership (以下「SRMP」という。)に譲渡した(図2⑤)。このパートナーシップの持分を購入したのが、Mathewらである。

1993年9月30日、STIL IIはポートフォリオの処分等により5,267万4,376ドルの純損失を帰結した。このSTIL IIの純損失を割り当てられたSRMPは、1993年10月31日を末日とする課税年度に、5,238万4,474ドルの純損失を申告した。これらの損失は、OSFC及びMathewらに配賦され、1993課税年度及び1994課税年度の所得を計算する際に控除された(図2⑥)。

課税当局は、GAARに基づきこれらの控除を斥けたため、OSFC及びMathewらが、それぞれ別々に訴えを提起した。

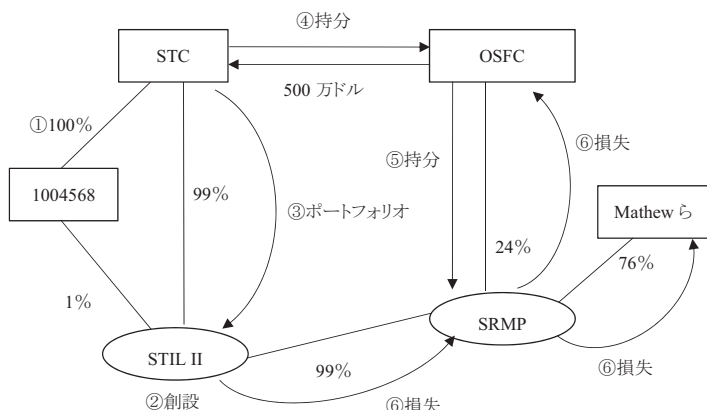


図2：取引の概要<sup>44)</sup>

(ii) カナダ租税裁判所判決 (OSFC 事件)<sup>45)</sup>

第一審カナダ租税裁判所の Bowie 判事は、GAARの適用について、争点を(1)取引がタックス・ベネフィットを帰結したか、(2)取引が主と

44) この図は、Duff, *supra* note 8 at 8 の Figure 2 を参照した。

45) *OSFC Holdings Ltd. v. The Queen*, 1999 CanLII 289 (T.C.C.).



してタックス・ベネフィットを得る以外の真正な目的でなされたか、(3) 所得税法の条項の悪用又は、全体として解釈した所得税法の条項の濫用を帰結したか、と整理した<sup>46)</sup>。

まず、(1) について、245 条 (2) は、「タックス・ベネフィットの受領者が、取引又は一連の取引に従事する、又は企てる者と同一である必要はないことを明らかにするように慎重に表現されている」<sup>47)</sup> として、本件の取引がタックス・ベネフィットを帰結することに疑問の余地はないとした。

次に、(2) について、E & Y の担当者の証言や内部文書などから、本件取引は、未実現損失を保存したままポートフォリオを独立当事者に売却できるように構築されるなど、主としてタックス・ベネフィットを得ることを目的に実行されていると認定し、タックス・ベネフィットを得る以外の真正な目的でなされていないとした<sup>48)</sup>。

そして、(3) について Bowie 判事は、納税者 OSFC の、(ア) 本件取引が裁判所で承認されていること、(イ) 取引の目的はポートフォリオの実現を最大化することであること、(ウ) 納税者は *avoidance transaction* の参加者ではないこと、(エ) 18 条 (13) は本件取引で悪用されなかったこと、との主張に沿って判断した<sup>49)</sup>。

まず、(ア) は、裁判所が取引を承認した時点で GAAR 適用の問題は明るみになっておらず、そもそもそれについて判断を下す管轄がないことを理由に無関係であるとし<sup>50)</sup>、(イ) は、245 条 (2) で判断すべき内容であるとして斥けた<sup>51)</sup>。そして、(ウ) は、「STC の所有する持分の原告への売却以前の取引が、納税者の共謀なしで行われたことは関係しない。私が前述した通り、245 条 (3) は、タックス・ベネフィットが取引の張本人によって享受される状況にのみ適用されるのではないことを保証するように慎重に表現される。会社の設立、STIL II の創設及び STIL II へのポートフォリオ資産の譲渡が、原告の登場以前に完了したことは正しい。しかし、納税者は購入した取引の出所及びタックス・ベネフィットを保証する方法につ

---

46) *Ibid* at para 37.

47) *Ibid* at para 38.

48) *Ibid* at para 50.

49) *Ibid* at para 51.

50) *Ibid* at para 52.

51) *Ibid*.

いて十分に理解していた。245条(4)と関係するのは、スキームが、245条がなければ、18条(13)の悪用又は、全体として解釈した所得税法の条項の濫用を帰結するかどうかである」<sup>52)</sup>として斥けた。

(エ)については、「条項の意図されない適用は、GAARが目標とする害悪である。18条(13)は、ストップ・ロス条項として制定された。そしてその目的は、貸金業を営む納税者が、公正な市場価格が下落した資産について、それらを、独立当事者間取引をしない者に譲渡する一方で、譲受人との非独立当事者関係を通じて資産の支配を維持することで、人為的に損失を実現することを防止することにある。未実現損失を、それらの損失を控除する所得を有しない納税者から、そのような所得を有する納税者に移転するための当該条項の利用は、明白に悪用である」<sup>53)</sup>として、18条(13)の悪用を認定した。

したがって、GAARの適用が認められるとして、納税者の訴えを棄却した。

(iii) 連邦控訴裁判所判決(OSFC事件)<sup>54)</sup>

控訴審のRothstein判事は、租税裁判所判決を支持した。そして、悪用及び濫用の争点について、「悪用か濫用かを決定するためのアプローチとしては、目的、趣旨、体系や政策によって様々に表現できる。そこで、私は、これらの用語をまとめて、問題となる特定の条項の政策かあるいは全体として解釈した所得税法の政策かで区別することとする」<sup>55)</sup>として、悪用を特定の条項の政策違反として、濫用を全体として解釈した所得税法の政策違反とした<sup>56)</sup>。

「悪用又は濫用が存在するか否かを定めるためには、二段階の分析過程がある。第一段階は、当該条項の関連する政策や全体として解釈した所得税法の政策を特定することであり、第二段階は、当該 avoidance transaction が特定された政策に当たる悪用か濫用かを決定する事実があるかを評価することである」<sup>57)</sup>とし、「また、悪用か濫用かの分析がなされる意味を考える必要がある。avoidance transaction は、所得税法の条項の文言には適合し

52) *Ibid* at para 53.

53) *Ibid* at para 54.

54) *OSFC Holdings Ltd. v. The Queen*, 2001 FCA 260.

55) *Ibid* at para 66.

56) 前述の通り、この二元的アプローチは、Canada Trustco 事件カナダ最高裁判決で否定された。

57) *OSFC*, *supra* note 54 at para 67.

ている。しかし、それが悪用か濫用であるので、タックス・ベネフィットを否定する。これは、法律で使われている文言が曖昧である場合に目的論的分析によって連邦議会の意図を予言しようとするものではない。むしろ、連邦議会が使ったその文言を乗り越えようとするのに対する政策の発動である。そのため、所得税法を厳格に遵守したタックス・ベネフィットを、avoidance transaction が濫用又は悪用を構成することに基づいて否認するためには、関係する政策が明白かつ曖昧ではないことが必要である。裁判所は、注意深く、245 条 (4) により課された通常ではない義務を遂行し続けるだろう。裁判所は、連邦議会により用いられた文言が avoidance transaction を認めるけれども、関係する条項の政策又は全体として解釈した所得税法は、裁判所が、納税者による条項の利用が悪用又は濫用を構成すると間違いなく結論付け得ることが十分に明らかであると確信しなければならぬ<sup>58)</sup> とした上で、結局、「STC の取引及び OSFC の STIL II の持分取得を含む一連の取引は、OSFC にタックス・ベネフィットを帰結した。それにより OSFC が STIL II の持分を取得した STC の取引は、主としてタックス・ベネフィットを得るために実行され、取り決められたものであった。したがって、これらの取引は、avoidance transaction であった。18 条 (13) の狭義の悪用があったとは認められない一方で、これらの取引は、所得税法における法人間の損失移転についての一般的な政策に反し、OSFC が STC の損失にアクセスすることができないものであったので、これらの取引は、全体として解釈した所得税法の条項に関する濫用を帰結した。そうすると、国家歳入大臣は、245 条 (5)(d) に基づき、18 条 (13) の適用による税務上の効果を見做し、また、245 条 (2) により、問題となる OSFC のタックス・ベネフィットを否認することが認められる<sup>59)</sup> として、納税者の控訴を棄却した。

(iv) カナダ租税裁判所判決 (Mathew 事件)<sup>60)</sup>

カナダ租税裁判所の Dussault 判事は、基本的に OSFC 事件と同一の取引であるとして、OSFC 事件の連邦控訴裁判所判決を踏襲し、GAAR の適用に関する納税者の訴えを棄却した。

---

58) *Ibid* at para 69.

59) *Ibid* at para 118.

60) *Mathew v. The Queen*, 2002 CanLII 46779 (T.C.C.).

それに加えて第一審では、納税者が、漠然とした課税条項は、1982年憲法法律（Constitution Act, 1982）第1編のカナダの権利及び自由の憲章（Canadian Charter of Rights and Freedoms）7条の「すべての人は、生命、自由及び身体の安全性並びにそれらの基本的な正義の諸原則に合致した形でなければ剥奪されないという権利を有する」との規定や、法の支配（rule of law）に反すると主張したため<sup>61)</sup>、GAARの合憲性についても争われた。

この点について Dussault 判事は、一般論として、漠然とした条項についてカナダの権利及び自由の憲章7条によって争うことはできるとしたもの、本件のGAARについては、GAARによって剥奪される可能性がある「経済的権利」が、7条が保障する「生命、自由及び身体の安全性に対する個人の権利」には該当しないため、7条によって合憲性を争うことはできないとした<sup>62)</sup>。また、法の支配については、それ自体は、立法を無効とするための根拠とはならないとした。以上から、Dussault 判事は、GAARは違憲とはいえないと結論づけた<sup>63)</sup>。

(v) 連邦控訴裁判所判決（Mathew 事件）<sup>64)</sup>

控訴審における争点は、(1) 第一審の租税裁判所判決が依拠した、OSFC 事件連邦控訴裁判所判決における245条(4)の濫用の分析は正しいか、(2) GAARは1867年憲法法律（Constitution Act, 1867）53条に反し、違憲であるか、(3) GAARはカナダの権利及び自由の憲章7条に反し、違憲であるか、の三点であった<sup>65)</sup>。

まず、(1)の争点に関し、納税者は、第一審の租税裁判所判決が依拠したOSFC 事件連邦控訴裁判所判決は、245条(4)の「濫用」の有無の判断において、分析すべき条項を見落としているため、覆されるべきであると主張した。この主張に対し、連邦控訴裁判所のRothstein判事は、OSFC 事件連邦控訴裁判所判決は、決定的な条項を見落としているとはいえず、当該判決を覆すことはできないと判断した<sup>66)</sup>。

次に、(2)の争点においては、納税者は、Ontario English Catholic Teachers'

61) *Ibid* at para 330. なお、7条の訳は松井茂記『カナダの憲法』（岩波書店、2012）332頁を参照した。

62) *Ibid* at para 469.

63) *Ibid* at para 491.

64) *Mathew v. The Queen*, 2003 FCA 371 (*sub nom. Kaulius v. The Queen*).

65) *Ibid* at para 7.

66) *Ibid* at para 18.

Assn. v. Ontario (Attorney General) 事件カナダ最高裁判決<sup>67)</sup>に依拠した。Ontario English Catholic Teachers' Assn. 事件最高裁判決は、連邦議会が租税の賦課を行政に委任する場合、明白かつ曖昧ではない (express and unambiguous) 文言が用いられない限り、1867年憲法法律 53条に反し、違憲となると判示したものである。納税者は、GAARが、連邦議会が曖昧な文言で国家歳入大臣に租税の賦課を委任する規定であり、違憲であると主張した。この主張に対し、Rothstein 判事は、「GAARを制定する際に、連邦議会は国家歳入大臣に、所得税法で定められた再査定の精密な構造の範囲内で、納税者を再査定する追加的な根拠を与えた。たとえ、245条は国家歳入大臣が、再査定を、245条以外の所得税法の明白な条項ではなく、所得税法の政策に基づかせることを認めるとしても、当該政策は連邦議会によって創り出され、裁判所によって解釈される。国家歳入大臣は、自ら主導して政策を決定することや、新たな租税を賦課することを委任されたわけではない」<sup>68)</sup>とした。したがって Rothstein 判事は、GAARは1867年憲法法律 53条との関係で合憲性が問題となる規定ではなく、納税者の主張は認められないと判断した。

最後に、(3)の争点に関して、納税者は、カナダの権利及び自由の憲章 7条によって保障される権利の対象を拡張した Gosselin v. Québec (Attorney General) 事件カナダ最高裁判決<sup>69)</sup>に依拠し、カナダの権利及び自由の憲章 7条によって保障される権利には、恣意的かつ不明確な課税からの自由も含まれると主張した。しかし、Rothstein 判事は、GAARによる所得税の再査定で問題となる権利は経済的権利であり、納税者の依拠した Gosselin 事件カナダ最高裁判決も、経済的権利が憲章 7条の保証する権利に含まれるとは示唆していない以上、GAARが憲章 7条に反するとの主張は認められないと判断した<sup>70)</sup>。

以上から、Rothstein 判事は、納税者の控訴を棄却した。

---

67) *Ontario English Catholic Teachers' Assn. v. Ontario (Attorney General)*, 2001 SCC 15. この判決は、財政法案について下院の先議を定める 1867年憲法法律 53条は、「代表なくして課税なし」を保証するものであり、租税を賦課する法案は連邦議会が起源となる必要があるとする。その上で、カナダ最高裁は、例外的に連邦議会が行政へ租税の賦課を委任する際は、委任を命じる制定法に明白かつ曖昧ではない文言が用いられる場合にのみ合憲となると判示した。

68) *Mathew*, *supra* note 64 at para 22.

69) *Gosselin v. Québec (Attorney General)*, 2002 SCC 84.

70) *Mathew*, *supra* note 64 at para 30.

(vi) カナダ最高裁判所判決 (Mathew 事件)<sup>71)</sup>

カナダ最高裁は、所得税法 18 条 (13) の目的について、「18 条 (13) により、損失は、譲渡人又は譲渡人の事業を引き継いだ者の支配下にあり、譲受人たるパートナーシップとの特別の関係のために保存される。この条項は事実上譲渡人の損失を否定する、なぜならば、その損失は、譲渡人の支配に由来しており、譲渡の前後で譲渡人の支配が残っているからである。譲受人のパートナーシップにその持分を購入して加わった独立の当事者であるパートナーに損失のベネフィットを認めることは、譲渡人の支配が本質的に残っていることを理由に損失を保存しているとする 18 条 (13) の根本的な前提に反している。それは、18 条 (13) の主たる目的や、それが機能する前提に反している。18 条 (13) は、譲渡人と譲受人の間の非独立当事者関係のために損失の保存及び移転を認めている。そのような関係がなければ、この条項を適用する理由はない」<sup>72)</sup> とした上、「我々は、本件で納税者が損失を請求するのを認めることは、18 条 (13) とパートナーシップの条項の目的を挫き、国家歳入大臣が GAAR により納税者の損失を否認するのは適切であるとの見解を有している」<sup>73)</sup> とし、「当該取引の濫用的性質は、STIL II と STC との最初の関係の非独立当事者の観点の虚構性 (vacuity) と人為性 (artificiality) から確認される。18 条 (13) と 96 条 (1) の相互作用の目的論的解釈は、それらが共同事業活動における資産の割合的支配に基づく損失の保存及び分配を認めることを示している。この事件では、そのような基礎の不存在は、濫用との推論を導くこととなる。STIL II も SRMP も、STC の当初のポートフォリオを除いて、不動産を取引したことはない。STC は、OSFC 又は Mathew らのいずれかとパートナーシップ関係を締結したことはないが、OSFC にすべての権利を売っている。唯一の合理的な結論は、一連の当該取引は、例えば独立当事者たるパートナーシップに対する移転などの損失の移転を制限する連邦議会の目的と抵触しているということである」<sup>74)</sup> として、18 条 (13) の悪用を認定し、GAAR の適用を認めて納税者の上告を棄却した。

---

71) *Mathew v. The Queen*, 2005 SCC 55.

72) *Ibid* at para 54.

73) *Ibid* at para 58.

74) *Ibid* at para 62.

### (3) Lipson 事件

#### (i) 事案の概要

この事件は、納税者が、多段階の配偶者間取引によって、本来控除が認められない住宅ローンの支払利子を所得から控除しようとした事案である<sup>75)</sup>。

1994年4月24日、納税者 Earl Lipson (以下「Lipson 氏」という) とその妻 Jordanna Lipson (以下「Lipson 夫人」という) は、住宅供給業者との間で、1994年9月1日をクロージング日とする Toronto の個人用住宅の売買契約を締結した。住宅の購入価格は75万ドルであり、手付金として5万ドルが支払われた。

1994年8月31日、Lipson 夫人は、Bank of Montreal から56万2,500ドルを借り入れた(図3①: 第一ローン)。同日、彼女は、この借入金を用いて、Lipson 氏から同族会社 Lipson Family Investments Limited の株式20と6分の5株を、公正な市場価格とされる56万2,500ドルで購入した(図3②)。

1994年9月1日、Lipson 氏は、受領した56万2,500ドルを住宅購入資金として支払い(図3③)<sup>76)</sup>、住宅を夫婦共有名義で登記した。同日、Lipson 夫妻は、購入した住宅を担保に Bank of Montreal から56万2,500ドルを借り入れた(図3④: 第二ローン)。同日、Lipson 夫妻は住宅ローンの借入金を、Lipson 夫人の借入金全額を返済するために利用した(図3⑤)。

本件の一連の取引は、そもそも事業又は資産からの所得から控除できない個人用住宅の購入に関するローンの支払利子<sup>77)</sup>を、Lipson 氏によって控除可能とすることを趣旨としている。そのために、Lipson 氏らは、4つの所得税法の条項に依拠した。

第一に、73条(1)である。73条(1)によれば、配偶者間での一定の資本的資産の譲渡は、73条(1)の不適用を選択しない限り、譲渡人の調

---

75) 本件の事案の概要は、第一審租税裁判所の認定に依拠する。本件を紹介するものとして、ホワイト & ケース外国法事務弁護士事務所「欧米諸国における主要租税判例の紹介(第91回)カナダにおける包括的租税回避否認規定の適用: Lipson 対 Canada 事案[2009 SCC 1]」月刊税務事例42巻3号52頁(2010)がある。

76) 住宅の購入価格75万ドルのうち、手付金5万ドルとLipson 氏の支払った56万2,500ドル以外の支払いについては裁判所で認定されておらず、残額の13万7,500ドルがどのように決済されたかは不明である。

77) 所得税法18条(1)(a)によれば、事業又は資産からの所得を計算する際に控除可能な費用は、事業又は資産からの所得を稼得又は算出する目的で納税者によって負担された範囲に限られる。また、18条(1)(h)は、納税者の個人的費用又は生活費の控除を認めていない。

整コストベース (adjusted cost base、税法上の簿価を指す) で譲渡された  
とみなされ、この時点での課税が繰り延べられる。そして、譲受人が第三  
者に譲渡した際に、キャピタル・ゲイン又はロスが、譲渡人に帰属される。  
したがって、Lipson 氏から Lipson 夫人への株式の譲渡は課税が繰り延べ  
られる。

第二に、74.1 条 (1) である。74.1 条 (1) によれば、配偶者間で資産を  
譲渡した場合、譲渡された資産からの所得又は損失は、譲渡された配偶者  
ではなく、譲渡した者の所得又は損失とみなされる。したがって、Lipson 夫  
人が譲渡された株式からの所得又は損失は、Lipson 氏の所得とみなされる。

第三に、20 条 (1)(c) である。20 条 (1)(c) によれば、事業又は資産  
からの所得を稼得する目的で借り入れられた金銭に対する利子の控除を認め  
る。

最後に、20 条 (3) である。20 条 (3) によれば、20 条 (1)(c) で想定  
される目的で利用するために以前に借り入れた金銭を返済するために金銭  
を借り入れた場合、その借入金は、以前の借入れが利用される目的で利用  
されるとみなされる。したがって、20 条 (1)(c) と、20 条 (3) を合わせ  
て考えると、Lipson Family Investments Limited の株式取得に利用される第  
一ローンを返済するために借り入れられた第二ローンは、株式取得のため  
に利用されるとみなされ、所得を産出する資産である株式取得のために借  
り入れられた第二ローンに対する利子は、事業又は資産からの所得から控  
除できる。

以上から、第二ローンに対する利子は、Lipson Family Investments  
Limited 株の配当から控除可能となり、さらに、株式から生じる所得及び  
損失は、Lipson 氏のものと同みなされるようになる。

Lipson 氏は、問題となる 3 課税年度について、以下の通り申告を行った。

1994 課税年度について、第二ローンに関して支払った利子 1 万 2,498 ドルから生じた損失。

1995 課税年度について、株式からの配当 5 万 3,546 ドルから支払利子 4 万 7,371 ドルを控除した額からなる所得。

1996 課税年度について、株式からの配当 1 万 2,895 ドルから支払利子 4 万 4,572 ドルを控除した額から生じた損失。



カナダにおける General Anti-Avoidance Rule (GAAR) の生成と展開 (3) (本部)

課税当局は、所得税法 245 条 (GAAR) に基づき<sup>78)</sup>、それぞれの課税年度について、支払利子に相当する 1 万 2,498 ドル、4 万 7,371 ドル及び 4 万 4,572 ドルの控除を否認し、同額を所得に加算した。

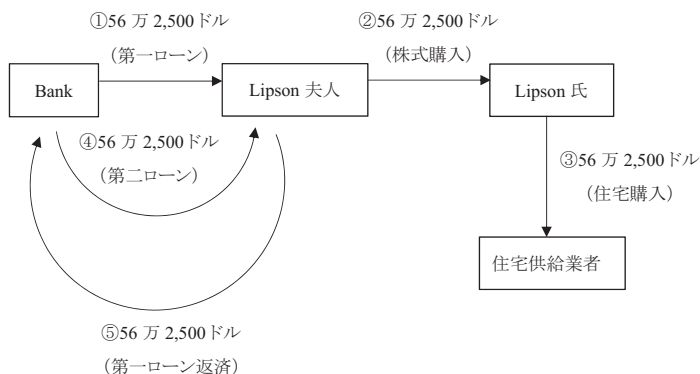


図 3：取引の概要

(ii) カナダ租税裁判所判決<sup>79)</sup>

本件では、合意事実陳述書 (Statement of Agreed Facts and Conclusion) において、納税者及び国家歳入大臣が、本件の取引が所得税法 245 条 (3) で定める「avoidance transaction」に該当することに合意している。したがって、唯一の争点は、avoidance transaction が、所得税法の条項を悪用又は濫用する濫用的なものであるかどうかという点であった。

Bowman 首席判事は以下の通り判示し、納税者を敗訴させた。Bowman 首席判事は、まず、国家歳入大臣が取引の「真の経済的目的」に依拠すべ

78) 当初、課税当局は、同様のスキームについて Bowman 副首席判事 (当時) が判断した Singleton 事件カナダ租税裁判所判決 (Singleton v. The Queen, [1996] 3 C.T.C. 2873, 96 D.T.C. 1850 (T.C.C.)) に依拠し、借入れの「真の経済的目的 (true economic purpose)」が住宅の購入であるので、20 条 (1) (c) により支払利子を控除することはできないとの理由で否認を行っていた。しかし、訴えが租税裁判所に到達する前に、Singleton 事件租税裁判所のアプローチが連邦控訴裁判所 ([1999] 4 F.C. 484) 及びカナダ最高裁判所 (2001 SCC 61) で否定されたため、その代わりとして GAAR に基づく否認が主張されるに至った。

79) Lipson v. The Queen, 2006 TCC 148.

きであったかどうかを尋ねることで分析を始め、「私は、被告（国家歳入大臣）側弁護士の Gill 氏に、政府は当初の査定基礎、すなわち、査定官（assessor）によって Singleton 事件租税裁判所判決から引用された原則を放棄したかどうかを尋ねた。彼の答えは、そうであったといえるほど十分に明確ではなかったけれども、私は彼が、『真の経済的目的（true economic purpose）』の概念を、GAAR の中で維持することを試みていると確信する」<sup>80)</sup>と述べる。

その概念を GAAR の文脈で扱うために、Canada Trustco 事件及び Mathew 事件のカナダ最高裁判決を要約した Evans 事件租税裁判所判決を引用した上で、「私は、カナダ最高裁が指示するものは、タックス・ベネフィットを生み出す条項のみならず、歳入大臣が当該ベネフィットを否認する条項、すなわち、245 条の統一的な文言、文脈及び目的論的分析（unified textual, contextual and purposive analysis）であると考えている。それは、広く適用される制定法解釈の一般原則であり、私は、それを所得税法の他の条項と同様に 245 条に適用しない理由はないと考えている。245 条について、カナダ最高裁が所得税法その他すべての条項について行うことを求めるのと同じ種類の文言、文脈及び目的論的解釈をしないことは誤りであろう」<sup>81)</sup>と述べた。

そして、本件で依拠された各条項を以下の通り検討した。「20 条 (1) (c) は、商業目的で借り入れられた金銭に対する利子を控除することを認めることが意図された。その帰結は、（住宅購入など）個人的利用で借り入れられた金銭に対する利子は控除されないということである。その目的は、本件の取決めによって挫かれる。そしてその取決めは、条項が決して意図しなかった目的を達成するために、20 条 (1) (c) 及び 20 条 (3) を 73 条 (1) 及び 74.1 条並びに 74.2 条の帰属ルールとともに利用する」<sup>82)</sup>。「一般的に言って、借入金に対する利子は、その借入金商業目的で利用される場合、控除可能である。借入金が、非適格（すなわち、非商業又は個人的）目的で利用される場合、控除はできない。20 条 (1) (c) の目的は、『納税者が、その取得に関連する利子を控除するのを認めることで、潜在的に所得を産

---

80) *Ibid* at para 15.

81) *Ibid* at para 18.

82) *Ibid* at para 25.

出する資本を蓄積するインセンティブを創設することである』(Ludco Enterprises Ltd. v. Canada, 2001 SCC 62)」<sup>83)</sup>。「20条(3)は、商業目的で以前に借り入れた金銭を返済するために借り入れた金銭に対する利子を控除することを認める。本質的に、20条(3)は、商業の世界で、借り換えを促進する実務的な機能を提供する。税の帰着が夫に残される株式と引き換えに夫に支払うための妻の一時的な資金の借入れが、最終的に新しい家についての支払いとなる資金の借入れによって置き換えられるとする財務上のごまかし(legerdemain)の活動を援助することはない」<sup>84)</sup>。「73条(1)は、即時課税無しでの配偶者間の資産譲渡を促進することをその目的として有している。そのような譲渡は、非減価償却資産の場合、譲渡人が、73条(1)の不適用を選択しない限り、譲渡人の調整コストベースを取るとみなされる。73条(1)の適用が選択によって除外される場合、譲渡は、公正な市場価格を取るとみなされる。本件において、譲渡は公正な市場価格を取らず、みなし譲渡価格はLipson氏の調整コストベースであった。言い換えれば、Lipson夫人は、税法上Lipson氏の調整コストベースで資産を取得した。資産が売却される場合、キャピタル・ゲインは、いかなる場合でもLipson氏に帰属される」<sup>85)</sup>。「74.1条(1)によれば、所得又は損失は、Lipson氏に帰属する。74.1条の目的は、所得分割を防止することである。74.5条は、譲渡の対価が、少なくとも資産の公正な市場価格に相当し、譲渡人が73条(1)の選択をする場合に、74.1条から74.2条の帰属ルールを適用除外とする。73条(1)の選択を怠った場合、帰属ルールの適用を帰結した」<sup>86)</sup>。

以上の個別条項の検討を踏まえ、「私は、本件に関する一連の取引は、所得税法の条項、とりわけ20条(1)(c)及び20条(3)の悪用を帰結したと考える。73条(1)及び74.1条は、その悪用を達成し、全体のスキームを実行するために利用される範囲で、それらもまた悪用されている。私が上述した条項の目的のうち、本件の一連の取引によって一つも充足されていない。各個別条項が用いられるのと同様に、全体の目的は、個人用住

---

83) *Ibid* at para 19.

84) *Ibid* at para 20.

85) *Ibid* at para 22.

86) *Ibid* at para 23.

宅を購入するために用いられる金銭に対する利子を控除可能とすることであった」とした<sup>87)</sup>。

そして、結論として「本件は、私の意見では、濫用的な tax avoidance の明白な例である。Lipson 氏の株式の Lipson 夫人への譲渡によって達成される商業その他の租税以外の目的が何であれ、それは、住宅購入に対する利子を Lipson 氏によって控除可能にする目標と比べて従属的なものである」<sup>88)</sup>とし、また、「本件において、私は、所得税法の個別条項に取って代わる『包括的な政策』を検討していない。私は単に、依拠された様々な条項の客観的目的を検討しており、それらの目的は損なわれ、それらの条項は覆された」と結論づけた。私は、245 条はそれ自体が文言、文脈及び目的論的分析に服しなければならないと上述した。245 条が目標とした事件が存在したとすれば、それは本件である」<sup>89)</sup>と述べ、国家歳入大臣による GAAR の適用を認めた。

(iii) 連邦控訴裁判所判決<sup>90)</sup>

納税者側は、取引全体の目的を考慮して個別条項の悪用を認定した Bowman 首席判事の判決は誤りであるとして控訴した。そして、納税者は、適切なアプローチとは、各取引及び法的関係を個別に評価することであると主張し、そうすることで裁判所は条項の悪用又は濫用を認定できないとした。

Nöel 判事の法廷意見は、この主張に対して以下の通り判示し、控訴を斥けた。Nöel 判事はまず、個別条項について検討した上で、「私は、取引が、Bowman 首席判事によって示された全体の目的を考慮することなく検討される場合、依拠された条項の悪用又は濫用が存在したと認定することは困難であるという点で控訴人（納税者）に賛同する」<sup>91)</sup>と述べ、本件の個別の取引は条項の悪用又は濫用を帰結しないとした。

しかし、その一方で「私は、Bowman 首席判事は、悪用又は濫用の分析を行う際に、全体としての取引及び全体の目標を考慮すること、そして、彼がした通り、この要素に重きを置くことが認められていると確信する」<sup>92)</sup>

87) *Ibid.*

88) *Ibid* at para 31.

89) *Ibid* at para 32.

90) *Lipson v. The Queen*, 2007 FCA 113.

91) *Ibid* at para 33.

92) *Ibid* at para 43.

として、Bowman 首席判事が全体の目的を考慮したことは認められると判示した。その理由として、以下の通り述べた。「245 条 (2) は、avoidance transaction である取引又は『当該取引を含む一連の取引から』生じるタックス・ベネフィットの否認を想定する。245 条 (3) (a) は、次に、『avoidance transaction』を『直接又は間接に、タックス・ベネフィットを帰結する』ものと述べる。特に、245 条 (3) (b) は、この定義を、『一連の取引の一部であり、その一連の取引が、この条項がなければ、直接又は間接に、タックス・ベネフィットを帰結する』取引に拡張する」<sup>93)</sup>。「それは、私の見解において、タックス・ベネフィットが一連の取引から生じる場合に、その一連の取引は、一連の中にある取引が、タックス・ベネフィットを得るために依拠された条項の濫用をもたらすかどうかを評価する際に関係するとの結論を導く。控訴人 (納税者) 側弁護士は、245 条 (4) においては一連の取引に言及されていないと指摘した。それはそうである。しかし、245 条 (4) もまた、文脈において解釈されなければならない、タックス・ベネフィットが、245 条 (3) による一連の取引から生じる場合、その一連の取引は、濫用の分析を行う際に無視され得ない」<sup>94)</sup>。すなわち、245 条が条文中、濫用の分析において一連の取引を考慮することを認めているということである。また、Mathew 事件カナダ最高裁判決から、「タックス・ベネフィットはこれらの条項の文理解釈の適用から生じるにもかかわらず、タスクは、一連の取引に照らして、上告人が損失を請求するのを認められることが、18 条 (13) 及びパートナーシップのルールによる損失の取扱いの目標、精神及び目的を挫くかどうかを決定することである」との部分引用し<sup>95)</sup>、最高裁判決にも合致すると判断した。

そして、「カナダ最高裁は、Canada Trustco 事件及び Mathew 事件の両方で、関係する条項の解釈又は分析アプローチに誤りが存在しない場合、取引が濫用的な tax avoidance をもたらすかどうかの問題は、租税裁判所判事に属することを明らかにした。Bowman 首席判事は、控訴人 (納税者) は、濫用的な tax avoidance に従事したと結論づけ、私は、この判決に干渉する根拠を見出すことはできない」として、Bowman 首席判事の判決を支持した。

---

93) *Ibid* at para 44.

94) *Ibid* at para 45.

95) *Ibid* at para 46.

(iv) カナダ最高裁判所判決<sup>96)</sup>

カナダ最高裁においては、4 対 3 で原判決が支持され、納税者の上告が棄却された。

LeBel 裁判官の法廷意見 (Fish 裁判官、Abella 裁判官及び Charron 裁判官が同調)

法廷意見は、次の通り述べた。「納税者が、支払うべき税額を最小化するように自らの税務を取り決られるということは、長きに渡る税法の原則である (Westminster 事件判決)。しかし、この原則は、決して絶対的ではなく、連邦議会は、許容される avoidance transaction の射程を制限する一方で、納税者について確実性を維持するために GAAR を制定した。GAAR は、三つの基準が充足される場合にタックス・ベネフィットを否認する。ベネフィットが取引から生じること (245 条 (1) 及び 245 条 (2))。取引が 245 条 (3) で定義される avoidance transaction であること。そして、取引が 245 条 (4) の範疇にある悪用又は濫用を帰結すること。納税者は、これらの基準の最初の二つが充足されていないことを立証する責任を負担する一方で、蓋然性の均衡 (balance of probability) に従って、avoidance transaction が 245 条 (4) の範疇にある濫用及び悪用を帰結することを立証する責任は国家歳入大臣にある」<sup>97)</sup>として、Canada Trustco 事件カナダ最高裁判決の示した GAAR の判断基準を確認した。

そして、納税者がタックス・ベネフィットの存在及び avoidance transaction の存在を認めていることから、原審と同様に 245 条 (4) の悪用及び濫用のみを争点として検討した。法廷意見は、悪用又は濫用を帰結するかどうかを決定するために、二段階の調査が行われなければならないとした。その調査において、第一に、裁判所は、タックス・ベネフィットを生み出す条項の本質的な目標、精神及び目的を決定するために、制定法の統一的な文言、文脈及び目的論的分析 (unified textual, contextual and purposive approach) を行わなければならない<sup>98)</sup>。本件では、利子控除のタックス・ベネフィットは、20 条 (1)(c) 及び 20 条 (3) と結び付けられ、納税者が所得を減じるための帰属ルールの利用から生じるタックス・ベネフィットは、73 条 (1) 及び 74.1

---

96) *Lipson v. The Queen*, 2009 SCC 1.

97) *Ibid* at para 21.

98) *Ibid* at para 26.

条 (1) と結び付けられるため、4つの条項の分析が必要である<sup>99)</sup>。第二に、裁判所は、avoidance transaction が、関係する条項の目標、精神又は目的を挫くかどうかを決定しなければならない<sup>100)</sup>。なお、一連の取引を評価する際には、悪用及び濫用は、一連の取引の一部を形成する個別の取引に関係しなければならない。しかし、一連の取引全体は、一連の取引の中にある個別の取引が所得税法の一以上の条文を濫用するかどうかを決定するために考慮されるべきであり、個別の取引は、一連の取引の文脈の中で検討されなければならない<sup>101)</sup>。このアプローチは、GAAR の文言、特に、245 条 (2) 及び 245 条 (3)(b) と合致する。

法廷意見は本件において問題となるのは 20 条 (1)(c) 及び 20 条 (3) ではなく、73 条 (1) 及び 74.1 条 (1) であるとした。なぜならば、一連の取引は、納税者が彼自身の所得に妻の利子控除を適用することを帰結した一連の取引の設計において想定された結果を得るために、納税者及び彼の妻が 73 条 (1) 及び 74.1 条 (1) に依拠するまで、問題とはならなかったからである。株式からの配当所得及びその他の所得について支払うべき税額を減ずるために納税者が利子を控除することを認めた 74.1 条 (1) の適用による帰属は、濫用的な tax avoidance と認められる。74.1 条 (1) が、納税者が 73 条 (1) からのオプト・アウトを選択しない場合に自動的に発動することは重要ではない。74.1 条 (1) が、妻への譲渡がなければあったであろうものからの納税者の所得税を減じるために利用されるのを認めることは、帰属ルールの目的を挫くとした<sup>102)</sup>。

以上から、課税当局による GAAR の適用を認めた原判決に誤りはないとして、納税者の上告を棄却した。

なお、後述の Rothstein 裁判官の反対意見が、GAAR ではなく個別否認規定の 74.5 条 (11) を適用すべきであったと主張することについて、法廷意見は次の通り述べた。裁判所が、両当事者によって明白に適用を否定された 74.5 条 (11) の解釈及び適用を検討する余地はなく<sup>103)</sup>、本件の争点

---

99) *Ibid* at para 28.

100) *Ibid* at para 33.

101) *Ibid* at para 34.

102) *Ibid* at para 42.

103) *Ibid* at para 43.

は問題となる取引に GAAR が適用されるかどうかである<sup>104)</sup>。裁判所は、その制定法の目的を超えた GAAR の拡張は回避すべきであるが、GAAR が取引に適用される場合には、個別規定が取引に適用され得ることを理由に、GAAR の適用を拒むべきではないと述べた<sup>105)</sup>。

Binnie 裁判官の反対意見 (Deschamps 裁判官が同調)

法廷意見に対し、Binnie 裁判官は次の通り反対意見を述べた。「GAAR は、法的な考え方によって制約されない限り、正当なタックス・プランニングに広範囲で、深刻かつ予測できない効果を有する武器である。同時に、GAAR は、有意味な役割を与えられるはずである。その役割は、取引が『avoidance transaction』であると証明される、すなわち、取引が主としてタックス・ベネフィットを得るために構成されたと証明されるだけでなく、それに加えて、国家歳入大臣が、タックス・ベネフィットが、それを生み出すために依拠された所得税法の条項の悪用又は濫用から生じることを立証するとの 245 条 (4) の要件によって制約される」<sup>106)</sup>とした上で、Binnie 裁判官は本件において、国家歳入大臣が悪用又は濫用の立証を怠ったと判断した。

本件と類似の事案である Singleton 事件判決は、原則として、税法上有効な方法で資本を構成する納税者には濫用が存在しないとの例を示した<sup>107)</sup>。国家歳入大臣は、裁判所に Singleton 事件カナダ最高裁判決の再考を求めてはならず、GAAR が当該事件に適用されたであろうとも主張していない<sup>108)</sup>。また、国家歳入大臣は、本件で、利子が控除されることは共通の前提であることを認めている<sup>109)</sup>。したがって、Singleton 事件判決を適用した場合、唯一の争点は、所得又は損失が、73 条 (1) 及び 74.1 条 (1) の配偶者帰属ルールにより譲渡人に帰属される場合に控除が「濫用」となるかどうかであるとした<sup>110)</sup>。

その上で、Binnie 裁判官は、本件のスキームは濫用ではないとした。なぜならば、所得税法に、公正な市場価格での配偶者間の資産の譲渡を抑制

104) *Ibid* at para 44.

105) *Ibid* at para 45.

106) *Ibid* at para 55.

107) *Ibid* at para 60.

108) *Ibid* at para 57.

109) *Ibid* at para 58.

110) *Ibid*.



するものは存在せず、実際、配偶者が、別の配偶者に譲渡人の調整コストベースで資産を譲渡するのを認めることで、連邦議会はそのような配偶者間譲渡を魅力的なものとするを意図したと考えられるからである<sup>111)</sup>。

さらに、連邦議会は、配偶者間の資産譲渡の文脈において、納税者に73条(1)による選択を与えることで、彼らが税を最小化する方法でそれを実行するであろうと想定したと考えられる。本件納税者のプランニングは、配偶者帰属ルールの「目標、精神又は目的」を害することなく、それらを充足し、あるいは、少なくともそれらを濫用しなかった。低い所得の配偶者が、所得の高い配偶者から株式を購入するために資金を借り入れる場合はいつでも、譲渡する配偶者が73条(1)及び74.1条(1)のオプト・アウトを選択し、それにより、所得税法に基づき明白に利用可能なタックス・ベネフィットを喪失しない限り、配偶者帰属ルールの濫用が存在するということが正しいとは言い難い<sup>112)</sup>。

したがって、Binnie 裁判官は、本件には濫用が存在せず、GAAR は適用されないため、上告が認められるべきであると述べた。

#### Rothstein 裁判官の反対意見

Rothstein 裁判官も、次の通り、反対意見を述べた。Canada Truscto 事件カナダ最高裁判決は、GAAR は最後の手段であると判示した。したがって、租税の回避又は減少を可能とするルールの利用を妨げる個別否認規定が存在する場合、GAAR は適用されない。本件では、74.5条(11)が、資産の譲渡の主要な理由の一つが、資産から引き出される所得について支払うべき税額を減ずることである場合に、帰属ルールの利用を妨げる個別否認規定である<sup>113)</sup>。本件において、株式の妻への譲渡の主要な理由は、株式についての配当所得の減少又は消滅であった。したがって、本件の74.1条(1)の濫用については、GAARではなく74.5条(11)を適用すべきであり、本件の納税者の上告は認められるべきであると述べた<sup>114)</sup>。

---

111) *Ibid* at para 59.

112) *Ibid* at para 96.

113) *Ibid* at para 105.

114) *Ibid* at para 124.

#### (4) Copthorne 事件

##### (i) 事案の概要

この事件は、納税者が、親子会社関係を兄弟会社関係に再編した上で合併することで、払込資本 (paid-up capital, PUC)<sup>115)</sup> を維持し、みなし配当課税の源泉徴収を回避したとされた事案である<sup>116)</sup>。

Li Ka-Shing 及びその子 Victor Li は、カナダ国内外の企業グループ (以下「Li Group」という。) を支配している。Li Group は、VHHC Investments Ltd. に 9,673 万 6,845 ドルを投資した。VHHC Investments は VHHC Holdings Ltd. の全株式を 6,740 万 1,279 ドルで購入した (図 4 ①)。1991 年末時点で、VHHC Investments 株は、9,673 万 6,845 ドルの払込資本を有しており、VHHC Holdings 株は 6,740 万 1,279 ドルの払込資本を有している。

VHHC Holdings は Husky Oil Ltd. 株を直接及び、子会社 VHSUB Holdings Inc. (以下「VHSUB」という。) を通じて所有していた。1991 年までに、Husky 株の市場価格は下落し、VHSUB は、その株式について未実現キャピタル・ロスを得た。

Copthorne Holdings Ltd. (以下「Copthorne I」という。) は、オランダ法人で Li Group の構成員である Big City Project Corporation B.V. (以下「Big City」という。) の完全所有子会社である。Copthorne I は、1981 年に Harbour Castle Hotel を購入し、1989 年に相当なキャピタル・ゲインを得る形で売却した。

1991 年末までに、VHSUB 株は名目上の公正な市場価格を有していたが、調整コストベース (adjusted cost base) の 8,430 万ドルは、Husky 株の発生済みキャピタル・ロスを反映する。1992 年、VHHC Investments は、払込資本 6,740 万 1,279 ドルを有する VHHC Holdings 普通株を、Copthorne I に名目的な価格で売却した (図 4 ②)。VHHC Holdings は後に、VHSUB 株

---

115) 所得税法 87 条 (3) (a) は、株式の償還時に払込資本を超過して支払われた額をみなし配当とする。すなわち、払込資本の範囲内であれば、株式償還はみなし配当課税を帰結しない。所得税法 89 条 (1) の払込資本の定義規定によれば、払込資本は「所得税法を参照せずに」算定されると定められる。したがって、連邦又は州の会社法等の規定に従って算定される。例えば、連邦事業法人法 (Canada Business Corporation Act, R.S.C. 1985, c. C-44) によれば、払込資本は、当初の株式発行時に受領された対価の額とされる。

116) 本件の事案の概要は、第一審租税裁判所の認定に依拠する。本件を紹介するものとしては、矢内一好「カナダ最高裁判決：一般否認規定の適用が認められた最新事案」月刊国際税務 34 卷 11 号 114 頁 (2014) がある。

の大部分を Copthorne I に売却し (ストップ・ロスルールにより高い調整コストベースを引き継ぐ)、同社は次に VHSUB 株を無関係な買主に公正な市場価格で売却し、したがって、キャピタル・ロスを実現した。これにより、Copthorne I は、VHSUB 株のキャピタル・ロスを繰戻すことで、Harbour Castle Hotel の売却からのキャピタル・ゲインを打ち消す (shelter) ことができた。

1993 年、Li Group は、Copthorne I、その完全所有子会社 VHHHC Holdings 及び二つの別の法人を合併 (amalgamate) することを決定した。VHHHC Holdings は、Copthorne I の完全所有子会社であるので、他の段階なしで、払込資本 6,740 万 1,279 ドルの VHHHC Holdings 株は、垂直合併によって消却されることが認められた。しかし、VHHHC Holdings 及び Copthorne I が「姉妹」法人である場合、合併は各会社の株式それぞれの払込資本の合算を帰結する。VHHHC Holdings 株の払込資本の消却を避けるため、1993 年 7 月 7 日、Copthorne I は VHHHC Holdings 株を、親会社 Big City に公正な市場価格で売却したが、その額は極めて少額であった (図 4 ③)。1994 年 1 月 1 日、Copthorne I、VHHHC Holdings 及び二つの別の法人は、Copthorne Holdings Ltd. (以下「Copthorne II」という。) の商号により合併された (図 4 ④)。Copthorne II の発行済全株式は、Big City によって所有された。

Big City によって所有される Copthorne II の払込資本は、本質的に VHHHC Holdings 株の払込資本 (6,740 万 1,280 ドル) である。なぜならば、別の被合併法人株の払込資本は名目的だったからである。1989 年の Harbour Castle Hotel の売却収入は、Copthorne I によって Copthorne Overseas Investment Ltd (以下「COIL」という。) に投資された。そして同社は、シンガポールで債券投資事業を営むバルバドス法人である。COIL の所得を外国発生資産所得とする、所得税法の外国発生資産所得 (foreign accrual property income, FAPI) 条項に対する 1994 年 6 月改正に対応して、Li Group は COIL の事業を Li Group 内の別の主体に処分し、処分収入の一部又は全部をカナダから持ち出すことを決定した。

この結果を達成するため、1994 年に、L.F. Investments (Barbados) Ltd. (以下「L.F. Investments」という。) がバルバドスで設立された。L.F. Investments は、Copthorne II 及び VHHHC Investments の発行済全株式を取得した。Big City によるこれらの株式の処分は、キャピタル・ゲインを帰結

した。しかし、このキャピタル・ゲインは、課税されなかった。カナダとオランダの租税条約は、列挙された例外を別として、オランダの居住者(Big City)に発生するキャピタル・ゲインは、カナダで課税されないと定める。1995年1月1日付で、それら二つの法人及び、Li Group内で所有される別の二つの法人は、Cophorne Holdings Ltd. (以下「Cophorne III」という。)の商号で合併した(図4⑤)。この合併時に、L.F. Investmentsは、合算償還額、公正な市場価格及び払込資本1億6,413万8,025ドルすなわち事実上1株1ドルのClass D優先株1億6,413万8,025株を受領した。本質的に、Class D株式の払込資本は、1991年末時点のVHHC Investments株の払込資本及び、VHHC Investmentsによってなされた株式引受から引き出されたVHHC Holdings株の払込資本の総額である。

この合併の直後、Cophorne IIIは、カナダの非居住者であるL.F. Investmentsによって所有されたClass D株のうち1億4,203万5,895株を、1億4,203万5,895ドルで償還した。償還額は、Class D株式の払込資本を超えないので、償還は、所得税法によるみなし配当を帰結しなかった。したがって、Cophorne IIIは、L.F. Investmentsを代理して税を源泉徴収・納付しなかった。

課税当局は、Class D株式の払込資本を6,740万1,280ドルに減じるためにGAARを適用することで、Cophorne IIIを税額査定した。そしてその額は、VHHC Holdings株に帰属される払込資本の一部である。課税当局は、5,832万5,223ドルに達するCophorne IIIによる償還で、みなし配当が発生し、そしてそれは、VHHC Holdings株の払込資本に帰属される償還の部分であるとし、その15%が源泉徴収されるべきであると決定した。したがって、国家歳入大臣はCophorne IIIの税額を874万8,783ドル40セントと査定した。

2002年に生じた無関係な取引において、Cophorne IIIは、Li Group内で所有される5つの別の法人と合併し、Cophorne Holdings Ltd.として存続した。Cophorne Holdings Ltd.は、税額査定に異議を申し立てたが、大臣は査定を維持したため、Cophorneはカナダ租税裁判所に訴えを提起した。

カナダにおける General Anti-Avoidance Rule (GAAR) の生成と展開 (3) (本部)

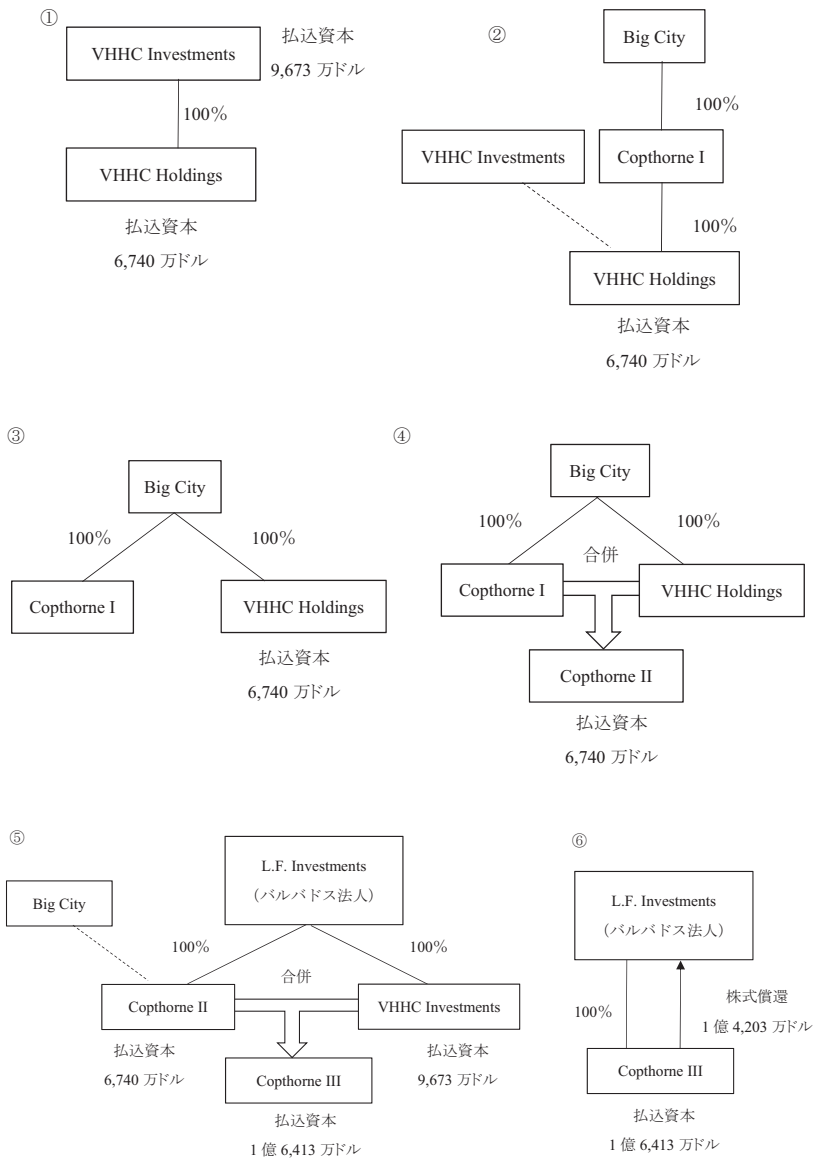


図 4：取引の概要

(ii) カナダ租税裁判所判決<sup>117)</sup>

第一審カナダ租税裁判所の Campbell 判事は、Canada Trustco 事件カナダ最高裁判決で定められたアプローチに依拠し、GAAR の適用に必要な全ての要素（一連の取引、タックス・ベネフィット、avoidance transaction 及び濫用性）が立証されたと認定した。

まず、本件において、Campbell 判事は、Cophthorne III 株の償還と一連の取引（払込資本を保存するための 1993 年の VHHC Holdings の Big City への売却及び後の Cophthorne I 及び VHHC Holdings の合併を含む）の「強いつながり（strong nexus）」を認定した<sup>118)</sup>。そして、全ての関係取引は、GAAR の目的上「一連の取引」と考えられ得ると結論づけた。

第二に、Campbell 判事は、VHHC Holdings 株の Big City への売却を伴わない垂直合併と、本件で行われた水平合併を比較し、水平合併による払込資本の保存は、L.F. Investments が支払うべき税額を減じており、本件の一連の取引はタックス・ベネフィットを構成したと認定した<sup>119)</sup>。

第三に、Campbell 判事は、avoidance transaction は「タックス・ベネフィットを得る以外の真正な目的で」行われない取引であると指摘した。Cophthorne は、VHHC Holdings の Big City への売却は単に Li Group の法人構造を簡素化するための組織再編成の一部であったと主張したが、Campbell 判事は、それは、法人構造を簡素化せず、したがって、「avoidance transaction」であったと結論づけた<sup>120)</sup>。

avoidance transaction が悪用又は濫用であるかどうかに関して、Campbell 判事は三つの問題となる条項（89 条（1）、87 条（3）及び 84 条（3））を同時に検討した。Campbell 判事は、条文の文言及び文脈から、これらの条項が「合併時の払込資本の人為的な増加と、非課税での株主への資本の払い戻しを防止するように運用されるように」意図していると結論づけた。Campbell 判事は、当該 avoidance transaction は、「合併時に払込資本を人為的に増加させ、人為的な増加分を非課税で株主に払い戻す、まさにこれらの条項が防止しようと意図した結果をもたらすために」これらの条項を悪

---

117) *Cophthorne Holdings Ltd. v. Canada*, 2007 TCC 481.

118) *Ibid* at para 39.

119) *Ibid* at para 46.

120) *Ibid* at para 54.

カナダにおける General Anti-Avoidance Rule (GAAR) の生成と展開 (3) (本部)

用したと認定した<sup>121)</sup>。

Campbell 判事は、国家歳入大臣は、VHHC Holdings 株の払込資本 6,740 万 1,279 ドルの、Cophorne III 株の払込資本への加算を否認するために適切に GAAR を適用し、払込資本 6,740 万 1,279 ドルに帰属される、VHHC Holdings からの後の償還の部分は課税されると結論づけた<sup>122)</sup>。

(iii) 連邦控訴裁判所判決<sup>123)</sup>

連邦控訴裁判所の Ryer 判事による法廷意見は、租税裁判所判事の事実認定に従い、租税裁判所判決を支持した。しかし、Ryer 判事は、原審の租税裁判所判事は、過度に厳格な法的テストを一連の取引の評価に適用したと指摘した。

Ryer 判事は、関係取引が一連の取引の一部であると認定するために、一連の取引と関係取引の間に「強いつながり (strong nexus)」が存在する必要はないと示した。そして、実際には、一連の取引は、関係取引の「動機となる要素 (motivating factor)」であることのみが必要であり、「強いつながり」が存在したとの租税裁判所判事の認定があるとすれば、この厳格性の弱い「動機となる要素」テストは明白に充足したと考えられ、原判決に誤りはないと結論づけた<sup>124)</sup>。

Ryer 判事は、その他の租税裁判所判事の認定についても顕著な誤りはないと結論づけた<sup>125)</sup>。したがって、Ryer 判事は納税者による控訴を棄却した<sup>126)</sup>。

(iv) カナダ最高裁判所判決<sup>127)</sup>

カナダ最高裁では、Rothstein 裁判官の法廷意見も、原判決を支持した。

まず、タックス・ベネフィットの存在について、垂直合併と水平合併を比較し、本件の水平合併には垂直合併にはない PUC の維持というベネフィットがあるとした租税裁判所判事の認定は総じて適切であり、納税者はタックス・ベネフィットの不存在を立証することができなかったと判断した<sup>128)</sup>。

---

121) *Ibid* at para 74.

122) *Ibid* at para 81.

123) *Cophorne Holdings Ltd. v. Canada*, 2009 FCA 163.

124) *Ibid* at para 52.

125) *Ibid* at para 74.

126) *Ibid* at para 75.

127) *Cophorne Holdings Ltd. v. The Queen*, 2011 SCC 63.

128) *Ibid* at para 38.

そして、avoidance transaction について、連邦控訴裁判所と同じ理由付けで、本件の株式の売却・合併と後の株式の償還を一連の取引と認定した租税裁判所の判決に誤りはないとする<sup>129)</sup>。そして、本件の取引の目的について、納税者は法人形態の簡素化が目的であるとするが、同じ結果が垂直合併によって達成できるにも関わらず、水平合併を行った理由の証明がなされていないとして、本件の取引に、主としてタックス・ベネフィットを得ること以外の真正な目的は存在しなかったと認定した租税裁判所判決に誤りはないとした<sup>130)</sup>。

最後に、取引が濫用的か否かについて、まず、本件で濫用された条項は、合併時に適用される PUC の減少を定める 87 条 (3) であるとする<sup>131)</sup>。そして、87 条 (3) の目的は、PUC の保存が、株主が合併後会社による株式償還時に、課税済み資金で合併前会社に投資された額を超えて、課税されること無く資本の払い戻しとして支払われることを認める場合に、親子合併時に子会社株式の PUC の保存を妨げることであるとする<sup>132)</sup>。

その上で、法廷意見は、本件の PUC を保存するために行われた株式の売却は、87 条 (3) の文言には反しないが、その目的を挫くものであると認定した<sup>133)</sup>。これは、課税済の投資が 9,673 万 6,845 ドルであるにもかかわらず、株式売却と水平合併によって、課税無しで償還され得る額に 6,740 万 1,279 ドルが加算されるからである。納税者は、人為的に PUC を保存するように取引を構築しており、垂直合併時の PUC の扱いを規律する 87 条 (3) の目的を挫いていると判断された<sup>134)</sup>。

したがって、本件の取引は濫用的な avoidance transaction であり、GAAR が適用されるとした原判決が支持された。

\* 本研究は JSPS 科研費 17J09310 の助成を受けたものである。

---

129) *Ibid* at para 48.

130) *Ibid* at para 63.

131) *Ibid* at para 86.

132) *Ibid* at para 122.

133) *Ibid* at para 127.

134) *Ibid*.